

第12回 生存権保障の意義と現状

2005.7.12 憲法を学ぶ会
奥野恒久(室蘭工業大学)

1、最近の動きから

新自由主義のあらわれとしての「税制改革」

- ・ 所得税の最高税率：50% (89) 37% (99)
- ・ 法人税：40% (89) 37.5% (91) 34.5% (98) 30% (99)
- ・ 消費税：3% (89) 5% (97)

政府税制調査会の「個人所得税課税に関する報告」 - サラリーマン増税案(定率減税の廃止、給与所得控除の半減、配偶者控除と扶養控除の廃止) 収入が少ないほど重い負担

困難な日本の生活状況

- ・ 今日の日でも生じている餓死/ホームレスの増加
- ・ 年間3万人を超える自殺者/失業者の増加
- ・ 生活保護世帯の激増(受給者139万)

2、学生無年金障害者訴訟(札幌地判、2005.7.4)

国民年金制度

- ・ 社会保険方式であるため、被保険者が事前に保険料を拠出しておくことにより年金受給資格を得る
- ・ 国民年金法の制定(1959) 「国民皆年金」が実現したが、学生は強制適用の対象から除外/任意加入制度も存在したが学生は卒業し就職すると、何らかの公的年金の被保険者になるため極めて低い任意加入率(約1.25%)
- ・ 20歳前に障害を受けた者には無拠出で、障害福祉年金(1959)、障害基礎年金(年額約80万~100万円(1985))が支給される
- ・ 国民年金法の改正(1989) 学生も強制加入に

原告の状況 - 20歳を超えた学生で国民年金に任意加入していなかったときに、病気やけが等により障害を負う

- ・ Aさん(51): 大学院時代に「多発性硬化症」に。大手企業への入社内定が取り消され8年間入院。退院後ほとんど車椅子の生活/現在の収入は札幌市の特別障害者手当(月26,000円)のみ。母(80)の老齢年金と会社員の弟の収入で生活
- ・ Bさん(47): 学生時代の転落事故で車椅子生活/小規模作業所の施設長としての収入と専門学校講師の妻の収入とを合わせて手取り月20万円弱

憲法上の論点

訴訟の提起法

- ・ 障害者基礎年金の裁定を請求 不支給処分(裁定) 社会保険審査官に審査請求 社会保険審査会に再審査請求 行政事件訴訟法3条、厚生年金保険法90条
- ・ 長年にわたって国が学生の被保険者資格に関する適切な立法措置等を怠ってきたために多大な損害を被った 国家賠償法1条

判決

- a、著しく不合理なものとはいえず、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていない
合憲
- b、どのような立法措置を講ずるかは、立法府の広い裁量に委ねられており、20歳以上の学生が障

害基礎年金を受給できないことが、直ちに、立法府の裁量が著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱、乱用とみざるを得ない場合にあたるとはいえない 合憲

- c、国会議員の立法行為は、立法の内容が憲法の一義的文言に違反しているにもかかわらずあえて当該立法を行うというごとき、容易には想定し難いような例外的な場合でない限り」国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けない（在宅投票制度廃止事件、最判1985.11.21） 国家賠償責任は発生しない

生存権の実現を求めた訴訟に対して、「冷たい」判決

3、生存権の法的性格

憲法25条： すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

- a、**プログラム規定説**...憲法25条は、国の努力目標を定めたスローガンであって、個々の国民に具体的な請求権を付与したものではない

ワイマール憲法151条1項「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」の通説的解釈学説

- ・日本国憲法は資本主義体制を前提にしている
- ・生存権の実現には予算が必要だが、予算配分は財政政策（内閣・国会）の問題

- b、**法的権利説**...憲法25条は、法的権利を保障したもので、国に対して必要な措置を講ずることを要求できる権利

- ・抽象的権利説...生活保護法のような生存権を具体化する法律が制定されていると、それにもとづく行政処分が憲法25条に違反すると憲法上主張できるが、具体化する法律がなければできない。立法不作為の違憲確認訴訟は不可能
- ・具体的権利説...憲法25条は、立法府を拘束する程度の具体性・明確性はそなえており、立法不作為の違憲確認訴訟を提起できる

4、主な判例

朝日訴訟

1956年当時、朝日茂は肺結核のため、10余年来国立岡山療養所で療養していたが、単身で無収入のため、医療扶助と生活扶助を受けていた。同年7月、福祉事務所長は朝日と35年間離れて住んでいた兄に毎月1500円の仕送りを命じ、朝日の日用品費600円をのこし、残額900円を医療費の一部自己負担額にあてるとの変更決定を行った。そこで朝日は、岡山県知事・厚生大臣に不服申立をおこなったが、却下されたため、採決取消訴訟を提起

第1審（東京地裁1960.10.19）

- ・生活保護法2条は「保護請求権を賦与することを規定した」もの
- ・「健康で文化的な生活水準」は、「単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のもの」ではなく、「人間に値する生存」を可能にするものでなければならない。またその水準は「理論的には特定の国における特定の時点においては一応客観的に決定すべきものであり、またしうるもの」「最低限度の水準は決して予算の有無によって決定されるものでなく、むしろこれを指導支配すべきもの」

朝日勝訴

第2審（東京高裁1963.11.4）

原判決を取り消し、朝日の請求を却下

1964.2.14 朝日死亡。死亡の3時間前に養子縁組を届出した、夫婦が訴訟継承
第3審(最大判1967.5.24)

「本判決は...上告人の死亡により終了した」「なお、念のために...」

- ・生活保護者が「国から生活保護を受けるのは、単なる国の恩恵ないし社会政策の実施に伴う反射利益ではなく、法的利益であって、保護受給権とも称すべきもの」
- ・憲法25条1項の規定は「国の責務」の宣言にとどまり「直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものではない」
- ・「健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対概念であり、その具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考量してはじめて決定できるもの」であり「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的な裁量に委され」るから、裁量権の限界をこえるか濫用した場合に限り、違法行為として司法審査の対象行為となる

朝日訴訟を契機に、日用品費、600円が2700円に増額

堀木訴訟

1961年に、生別母子世帯に児童扶養手当を支給する法律が制定された。全盲の女性で、2人の子どもを育てていた堀木フミ子は、67年にこの制度を知り、福祉事務所に手当の支給を求めた。すると、「母親が公的年金(障害福祉年金)を受給しているので、法律上手当の支給はできない」と拒否された。そこで堀木は不服申立を行うがこれも棄却されたため、この併給禁止規定が憲法14条、25条などに違反し無効であるとし、処分の取消しを求めて出訴

第1審(神戸地裁1972.9.20)

- ・「憲法14条は国民の生活面における実質的な平等を保障する趣旨を有するものであるから、憲法25条2項に基づく社会保障施策においても、合理的な理由なくして、一般人をしていちじるしい差別を感じさせる取扱がなされてはならない」
- ・「原告の世帯においては、母自体が自己の生計を維持することすらきわめて困難な状況にあり、健全な母に比べれば、...自己の障害それ自体と、児童の監護という二重の負担を負っていることに変わりがないのであるから、...本件条項による差別的取扱については、その合理性を是認する理由を発見することができない」 堀木勝訴

1973.9.26法改正により、児童扶養手当と障害福祉年金の併給が実現

第2審(大阪高裁1975.11.10)

原判決を取り消し、堀木敗訴

憲法25条1項と2項とに分離して解釈。前者を救貧、後者を防貧の施策として、後者については特に広い立法裁量が認められ、原則的には司法審査は及ばない

第3審(最大判1982.4.28)

25条全般に広範な立法裁量が認められるとして、上告棄却

5、憲法25条解釈の課題

1項・2項分離論の可能性

- ・1項 「最低限度の生活水準」は客観的に確定できるとの立場から、裁判所は緩やかな審査ではなく、立ち上がった審査(中間審査)を行うべき
- ・2項 福祉国家の理念に則り、福祉政策を向上・増進させる施策が民主主義的手続きに基づいてなされてる場合、裁判所は立ち入らない(広い立法・行政裁量)/福祉政策を低下・縮小させる施策については、立法府が本来果たすべき役割を果たしていない、との認識から、裁判所は立ち上がった審査を行うべき

【参考文献】

- ・ 渋谷秀樹 『憲法への招待』(岩波新書、2001) P.122 ~ 130
- ・ 自由法曹団編 『憲法判例をつくる』(日本評論社、1998) P.271 ~ 282
- ・ 寺久保光良 『「福祉」が人を殺すとき』(あけび書房、2001)